

平成22年度 エネルギー消費統計調査

調査の概要

平成24年4月

資源エネルギー庁長官官房

総合政策課 需給政策室

この集計表は、資源エネルギー庁が実施した「平成 22 年度エネルギー消費統計調査」（以下、「調査」と呼ぶ）（一般統計調査）の調査結果を集計したものです。

本調査の概要、統計表の作成方法及び作成した統計表の種類は、以下のとおりです。

調査の概要

1. 調査の目的

資源エネルギーの低廉かつ安定的な供給確保、地球環境問題への対応、革新的エネルギー技術や再生可能エネルギーの開発、化石燃料の高度・有効利用のために、資源エネルギー庁では様々な政策を実施しています。また、政策立案にあたっては、どの部門で、どのようなエネルギーを、どのように消費しているのかを的確に把握することが必要です。

平成 22 年度エネルギー消費統計調査は、平成 22 年度（平成 22 年 4 月から 23 年 3 月）の業種別・エネルギー種別のエネルギー消費実態を把握するために、平成 23 年 4 月に実施しました。

2. 調査対象事業所

エネルギー消費統計調査は、産業部門及び業務部門の業種別、エネルギー源別、地域別の最終エネルギー消費量を把握するために、既存の統計調査で把握できていない業種・規模の事業所について抽出調査を行うこととしています（第 I 図参照）。

既存の統計調査でエネルギー消費量を把握できる「石油等消費動態統計」の調査対象事業所は含まれていません。

また、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（以下、「省エネ法」と呼ぶ）に基づく定期報告書提出対象事業所は、エネルギー消費量が同業種・規模の事業所と比較して極めて大きいと考えられるため、有意抽出による調査対象としました（第 5 号、第 6 号調査票）。

本調査の抽出調査部分では、平成 18 年事業所・企業統計調査（指定統計第 2 号）（総務

省統計局）から、農業のうち耕種農業・畜産農業、電気業のうち「電気事業法による一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者、特定規模電気事業者の発電所、ガス業のうちガス製造工場、鉄道業における鉄軌道施設、貸家業・貸間業のうち個人経営の事業所などを除く全業種の事業所から、業種・規模ごとに抽出率を設定し、無作為抽出により調査を実施しました（第 1 号から第 3 号調査票）。業種は日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改定）に基づく産業中分類であり、規模は、事業所・企業統計に基づく 9 従業者規模区分（1～3 人、4～9 人、10～19 人、20～29 人、30～49 人、50～99 人、100～199 人、200～299 人、300 人以上）です。

ただし、このようにして抽出された事業所がビル等のテナント等である場合、事業所が自ら使用しているエネルギー量を把握していない場合が多いため、ビルオーナー等に対して調査を行いました（第 4 号調査票）。

このほか、熱供給事業者及び熱供給を行っている対象は、第 7 号調査票によって調査し、電力及び都市ガスについての供給量と需要量（消費量）の整合性を確認のため、電気業、ガス業の供給者に対して、総供給量及び産業別・都道府県別供給量を調査しています（第 8 号、第 9 号調査票）。

なお、回収の状況は以下のとおりです。

調査票	対象数	回収数	回収率
第 1 号	121,551	77,401	69.3%
第 2 号	20,469	11,141	54.4%
第 3 号	13,038	12,022	92.2%
第 4 号	1,030	951	92.3%
第 5 号	1,955	1,806	92.4%
第 6 号	9,001	8,445	93.8%
第 7 号	162	162	100.0%
第 8 号	48	48	100.0%
第 9 号	241	241	100.0%
合計	167, 495	112, 217	67.0%

3. エネルギーの調査範囲

エネルギー消費統計調査の調査範囲は、対象事業所の構内で使用したエネルギーの全てと、非エネルギーのうちの潤滑油・アスファルトです。エネルギーには、化石系燃料だけでなく、エネルギーとして利用している太陽光発電、風力発電はもとより、廃タイヤ、廃プラスチック、各種の廃材等を含みます。

調査票にあらかじめプリントしていない燃料種を使用している事業所においては、記入者が任意の燃料種を加えることとしました。

以下に該当するエネルギー使用量は調査対象から除外します。

- ・ 社用車、トラック等構外運搬に係るガソリン・軽油等
- ・ 居住部分に係る電力や燃料使用量等

調査の実施において、可能な限りエネルギー消費数量を固有単位 (kl, t 等) で調査を行いました。支払金額でしか把握していない事業所に関しては、金額での回答も可としました。

4. 調査項目の定義 (※調査票は巻末参照)

主な調査項目の定義は下記のとおりです。

なお、ビルオーナー等に対しては、延床面積、購入電力消費量、燃料消費量 (ボイラ用・コージェネレーション用を除く)、熱消費量、自家発電消費量の項目については、自ら使用した分、共用部使用分、テナント使用分に分けて調査しました。

(1) 購入 (買電) 電力

電力会社等から購入した電力量です。

(2) 燃料消費

1) 消費量

次の発電用ボイラ用・コージェネレーション用・生産工程用ボイラ用・ディーゼル発電用のほか、直接加熱や原料その他の用途のために事業所で消費した燃料です。化石系燃料以外も含みます。

2) 発電用ボイラ用

発生させた蒸気・温水を自家発電用に利用するためのボイラで使用された燃料です。

3) 生産工程用ボイラ用

発生させた蒸気・温水を工場等の生産・製造プロセスに利用するためのボイラで使用された燃料です。

4) コージェネレーション用

ガスタービン、内燃機関、燃料電池などを用いて発電を行い、その排熱を回収して蒸気・温水等を利用する熱電併給システム (コージェネレーション設備) で使用した燃料です。

5) ディーゼル発電用

排熱を回収していないで内燃機関等で使用した燃料です。

(3) 熱源 (蒸気・温水・冷水)

1) 購入・受入

蒸気・温水・冷水を購入・受入した量です。温水・冷水の場合は直接導管により供給を受けた量です。

2) 発生

ボイラ等により蒸気・温水・冷水の自家発生を行った場合の蒸気発生量です。

3) 消費

購入・受入、発生した蒸気・温水・冷水のうち、調査対象事業所で消費した量です。その内訳として、転換 (温水・冷水) 用、自家発電用、それ以外を調査しています。

4) 販売・払出

蒸気・温水・冷水を調査対象事業所以外に販売・払出している場合の販売・払出量です。

(4) 自家発電

1) 自家発電

自家発電 (コージェネレーションによるものを含む) の発電量です。

2) 販売・払出

余剰電力を調査対象事業所以外に販

売・提供している場合の販売・提供量です。

(5) 調査回答の範囲

本調査では原則として事業所単位のエネルギー消費量の回答を行うこととなっていますが、複数の事業所が一体管理のため分割不可の場合は、具体的にどの事業所のエネルギー消費量を含んでいるかを調査しています。

製造業の事業所に対しては、工場・研究所等を含む事業所であるかどうかを調査しました。製造部門・研究部門を含まない事業所を「管理部門のみの事業所」と定義します。また、農業、林業、漁業、鉱業、建設業、公営の事業所に対しては、屋外の作業現場を含まない事業所であるかどうかを調査しました。

(6) 回答内容に含まれる従業員数等

(5)の「調査回答の範囲」と対応する従業員数等です。詳細は下記のとおりです。

1) 従業員数

平成21年度末時点の、個人事業主及び無給家族従業者、有給役員、常用雇用者、臨時雇用者、出向・派遣受入者の合計（籍がありながら別の事業所で働いている人は除く）です。

また、パート、アルバイト等については、「1日当たりの労働時間を8時間とした場合の延べ人数」に換算して含めています。

2) 延床面積

平成21年度末時点における事業所、倉庫、配送所等（居住部分、駐車場を除く）の延床面積です。

3) 売上高、営業収入

平成21年度の売上高、営業収入です。

集計表の種類と作成方法

1. 集計表における業種・地域分類

第II表に示すとおり、日本標準産業分類大分類A～Dを非製造業、大分類Eを製造業、大分類F～Sを民生業務としています。さらに産業中分類の区分で集計しております

なお、「E製造業」については、「管理部門のみの事業所を除く」事業所（すなわち工場・研究所等を含む事業所）におけるエネルギー消費も別途集計しました。

第III表に示すとおり、地方経済産業局の管轄地域をもとに、47都道府県を7地域に分類しました。便宜的に北海道経済産業局・東北経済産業局の管轄地域をまとめて北海道・東北地域とし、九州経済産業局・沖縄総合事務局の管轄地域をまとめて九州・沖縄地域としています。

2. 集計表におけるエネルギー種類と単位

調査したエネルギー種別は、石油等消費動態統計や総合エネルギー統計のエネルギー種別を参考に、約30種類に集約を行いました。この対応表を第I表に示します。

「固有単位表」においては、エネルギー種別の消費量や原単位を、エネルギー種別に定められた固有単位で集計しました。

「熱量単位表」においては、エネルギー種別の消費量や原単位を、固有単位の数量を標準発熱量表（資源エネルギー庁「2005年度以降適用する標準発熱量の検討結果と改訂値について」）により、熱量単位で集計しました。

ただし、都市ガスについては、ガスグループ(13A、12A、L1等)によって発熱量が異なり、異なる発熱量のガス体積を単純に合算しても無意味なため、都市ガスについては、まずガスグループに応じた発熱量を用いて熱量に換算し、それを都市ガスの平均的な発熱量を用いて割り戻したものを固有単位表に掲載しています。

3. 集計表の種類

調査の結果から第IV表に示した5種類の集計表を作成しました。

第1表 燃料・電力・蒸気受払表

燃料・電力・蒸気の消費量を、産業中分類・エネルギー種別・用途別に集計しました。用途の定義を第V表に示します。

なお、エネルギー消費統計では「原料用」のエネルギー消費量内訳を調査していませんが、集計表では第V表に示したとおり、窯業土石業の石炭コークス、石油製品・石炭製品製造業の石炭コークス、全業種のナフサ・潤滑油のそれぞれの消費を「原料用」として集計しています。

第2表 直接エネルギー投入表

産業中分類・エネルギー種別のエネルギー消費量を集計しました。

ここでのエネルギー消費とは、直接エネルギー投入です。直接エネルギー投入の定義を第VI表に示します。

第3表 原単位表

事業所当たり、従業者数当たり、売上高当たり、延床面積当たりのエネルギー消費原単位とその標準誤差を算出して集計しました。

ここでのエネルギー消費とは、直接エネルギー投入です。直接エネルギー投入の定義を第VI表に示します。

参考表1 都道府県・業種別エネルギー消費量

都道府県別エネルギー消費量を、都道府県・産業大分類ごとに集計しました。

ただし、製造業については、産業中分類による集計をしています。

ここでのエネルギー消費とは、直接エネルギー投入です。直接エネルギー投入の定義を第VI表に示します。

参考表2 都道府県・エネルギー種別エネルギー消費量

都道府県別エネルギー消費量を、都道府県・エネルギー種ごとに集計しました。

ここでのエネルギー消費とは、直接エネルギー投入です。直接エネルギー投入の定義を第VI表に示します。

4. 集計表の作成方法

調査の結果から集計表を作成するにあたり、調査票に記入された数値の換算、拡大推計等を行いました。その概要は以下のとおりです。

(1) 集計前処理

金額から数量への換算

前述のとおり、この調査では使用量を数量で把握していないエネルギー種については、その支払金額での回答も可とあります。ここでは、以下のエネルギー種類について単価を設定し、金額回答を数量へ換算しました。その他の燃料については、公的な単価データが得られなかったこと、金額単位での記入件数、割合が極めて少ないため、換算は行っていないので、集計値には含まれていません。

- ・ ガソリン
- ・ 灯油
- ・ 軽油
- ・ A重油
- ・ B・C重油
- ・ LPG
- ・ 石炭
- ・ 石炭コークス
- ・ 都市ガス
- ・ 電力
- ・ 蒸気
- ・ 熱（温水・冷水）

エネルギー発生量不明の扱い

燃料消費の内訳において、発電用ボイラ用、コジェネレーション用、生産工程用ボイラ用、ディーゼル発電用等への回答項目があるにも関わらず、自家発電量・蒸気自家発生量の記入が無い事業所については、エネルギー転換を行っていないものとして処理しました。

事業所単位の回答の推計

「他事業所のエネルギー消費量を含む」として2事業所以上のエネルギー消費量を合算して回答を得た事業所、「他の事業所の回答にエネルギー消費量が含まれる」とし

てエネルギー消費量を回答しなかった事業所については、従業者数按分により事業所単位のエネルギー消費量を推計して集計・分析に用いています。

また、抽出した事業所がテナント等である場合は、対応するビルオーナー等が「テナント使用分」として回答した消費量を用いて、当該事業所のエネルギー消費量を推計しました（ただし、事務系ビルの場合は集中空調が多く共用部の消費エネルギーは各テナントが消費していると見なせるため、「テナント使用分」「共用部」の合計を用いて推計を行いました）。この推計では、各テナント等の従業者数と、テナント以外の事業所の回答から推計される業種別の従業者数あたりのエネルギー消費量を考慮して、ビルオーナー等の回答を按分しています。

抽出した事業所がビルオーナー等である場合は、回答を得たビル全体のエネルギー消費のうち、「共用部」と「自ら使用分」のエネルギー消費が当該事業所のエネルギー消費量であるとしました（ただし、事務系ビルの場合は、「自ら使用分」のみを当該事業所のエネルギー消費量であるとしました）。

(2) 集計方法

集計方法の概要

抽出した事業所の回答から、業種・規模ごとの原単位を作成して拡大推計を行いました。

なお、集計結果には、石油等消費動態統計対象事業所のエネルギー消費量は含まれていません。

推計の手順は次のとおりです。

1. 有効回答事業所の産業中分類・9 従業者規模区分（1～3 人、4～9 人、10～19 人、20～29 人、30～49 人、50～99 人、100～199 人、200～299 人、300 人以上）・現場の有無・省エネ法定期報告対象事業所かどうか・エネ

ルギー種別の消費量平均値を、事業所あたり原単位とします。

2. 1 で定めた原単位に、産業中分類・9 従業者規模区分別・現場の有無・省エネ法定期報告対象事業所かどうか別の事業所数を推計したもの（石油等消費動態統計調査対象事業所を除く）を乗じ、これらの事業所におけるエネルギー消費量総和を推計します。

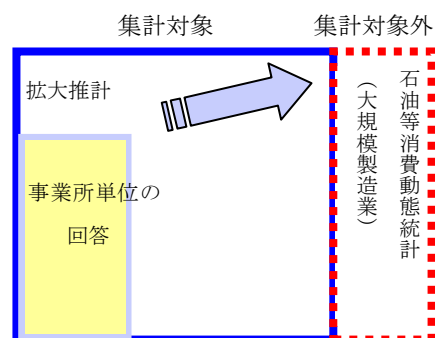


図 集計のイメージ

なお、製造業においては、事業所が製造工場を含むかどうかを区別して表章しています。

原単位表の集計

第3表には、事業所、従業者数、売上高、延床面積当たりのエネルギー消費原単位を集計しました。ここでのエネルギー消費とは、直接エネルギー投入です。直接エネルギー投入の定義を第VI表に示します。

集計方法は次のとおりです。

1. 上述の(2)集計方法の「集計方法の概要」に従ってエネルギー消費量を集計します。
 2. 活動指標（従業者数、売上高、延床面積）を次に述べる方法により集計を行います。
- (ア) 産業中分類・9 従業者規模区分で、各活動指標とエネルギー消費量の双方の回答を得た事業所（省エネ法定期報告対象事業所を含みます。）の回

答を用いて、事業所単位の活動指標原単位を算出します。

- (イ) (ア) の原単位に、産業中分類・9 従業者規模区分別の事業所数を乗じて、全体への拡大推計を行います。
- 1、2 の比として、活動指標当たり原単位を算出します。
 - また、産業中分類別に事業所数を集計し、1 との比として事業所あたり原単位を算出します。

都道府県別の集計

集計表の参考表 1 には都道府県・産業分類別の、参考表 2 には都道府県・エネルギー種別のエネルギー消費量を示しました。ここでのエネルギー消費とは、直接エネルギー投入です。直接エネルギー投入の定義を第 VI 表に示します。

参考表 1、2 の集計手順は以下のとおりです。なお、ビルオーナー等やテナント等の回答については、「4.集計表の作成方法」の「事業所単位の回答の推計」で述べたとおりです。

1. 都道府県・産業中分類・9 従業者規模区分・省エネ法定期報告対象事業所かどうか・エネルギー種別の、事業所あたりのエネルギー消費原単位を以下の手順で設定します。

(ア) 当該の都道府県・産業中分類・9 従業者規模区分の事業所の総エネルギー消費量の変動係数が 200%以下であり、かつ当該燃料を使用していると回答した事業所数が 5 件以上であれば、その平均を原単位とします。

(イ) 上記に当てはまらない場合、当該の都道府県が属する地域・産業中分類・9 従業者規模区分の事業所のエネルギー消費量の変動係数が 200%以下であり、かつ当該燃料を使用していると回答した事業所数が 5 件以上であれば、

その平均を原単位とします。

- (ウ) 上記に当てはまらない場合、全国の産業中分類・9 従業者規模区分・エネルギー種別の事業所のエネルギー消費量の平均を原単位とします。
- 1 で定めた原単位に、産業中分類・9 従業者規模区分別の事業所数全体（石油等消費動態統計調査対象事業所を除く）を乗じ、これらの事業所におけるエネルギー消費量総和を推計します。

以上のように推計方法が異なり、また都道府県や産業中分類が未記入で不明の事業所が存在するため、第 1 表、第 2 表で集計した全国の総エネルギー消費量と、参考表 1、参考表 2 に集計した各都道府県の総エネルギー消費量を合計した値とは、必ずしも一致しません。

5. 集計表を見る際の留意点

- 集計表は、
 - ①石油等消費動態統計含まない集計表、
 - ②石油等消費動態統計を含む試算表と、2 種類あり、違いは以下のとおり。
- ①では、石油等消費動態統計対象事業所のエネルギー消費は含まれていません。また、農業部門におけるエネルギー消費量には、本統計で調査を行っていない耕種農業・畜産農業のエネルギー消費量が含まれていません。
- ②では、石油等消費動態統計対象事業所のエネルギー消費も含まれています。なお、石油等消費動態統計対象事業所の対部分は大分類 E（製造業）に分類されますが、71（学術・開発研究機関）など製造業以外の事業所も存在します。また、農業部門におけるエネルギー消費量には、本統計で調査を行っていない耕種農業・畜産農業のエネルギー消費量を別途推計して足し込みました。

- 平成 19 年 11 月の日本標準産業分類の改訂を適用しています。
- エネルギー消費量の集計において、第 VI 表に示した「直接エネルギー投入」という概念を導入しています。原料用としてのエネルギー消費を行っている製造業においては、集計されている消費量がエネルギーとしての最終消費量とは異なる場合があります。
- 自動車輸送統計、鉄道輸送統計等で調査している輸送に係るエネルギー消費量は含めていません。このため、営業用の車、バス、鉄道車両等のエネルギーは含まれません。「I 運輸業」に計上した数値は、運輸業の事業所の照明、空調や倉庫内の搬送、動力源などのために消費したエネルギー消費量です。なお、輸送に係るエネルギー消費量が分離できないとする回答については、これらの輸送用エネルギー消費を推計により除外しました。
- 電気業、ガス業に計上しているエネルギー消費量には、エネルギー転換に用いたエネルギー消費量が含まれていません。

昨年度集計と比較する際の留意点

- 輸送に係るエネルギー消費量の推計方法を修正しました。
- 主に廃棄物処理業について、発電電力量や発生熱量から、化石燃料代替となった熱量を推計し、それを廃棄物エネルギーの利用量として計上しています。
 - ▶ 昨年は、廃棄物処理量をそのまま廃棄物エネルギー利用量として計上していました。
- 第 1 - 3 表において、エネルギー転換に用いられていた熱・蒸気の使用量を、自家発電、温水・冷水発生の内訳に分けて示しました。

その他

- この集計表で使用している記号の区分は下

記のとおりです。

「—」は該当数値なし

「0」は四捨五入による単位未満

「…」は不詳

- 単位未満を四捨五入しているため、内容の積み上げと合計が一致しない場合があります。

問い合わせ先

この集計表の内容についての問い合わせは、下記までご連絡ください。

経済産業省・資源エネルギー庁総合政策課
需給政策室

〒100-8931

東京都千代田区霞が関 1 - 3 - 1

電話：03-3501-2647

ホームページ：「エネ庁」で検索してから『資源エネルギー庁ホームページ』を表示し、『統計情報』、『エネルギー消費統計調査』をクリックしてください。

第 I 図 平成 22 年度エネルギー消費統計調査の把握範囲

消費サイドの統計					
供給部門	<省略>				
転換部門	<省略>				
産業部門	<table border="1"> <thead> <tr> <th>中小事業所</th> <th>大規模事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>エネルギー消費統計（一般統計調査）</p> <p><製造業9業種></p> <p><9業種以外の製造業></p> <p><非製造業（農林水産業・鉱業・建設業）></p> </td> <td> <p>石油等消費動態統計（基幹統計調査）</p> <p><製造業9業種：鉄鋼、化学、紙・パルプ等></p> </td> </tr> </tbody> </table>	中小事業所	大規模事業所	<p>エネルギー消費統計（一般統計調査）</p> <p><製造業9業種></p> <p><9業種以外の製造業></p> <p><非製造業（農林水産業・鉱業・建設業）></p>	<p>石油等消費動態統計（基幹統計調査）</p> <p><製造業9業種：鉄鋼、化学、紙・パルプ等></p>
	中小事業所	大規模事業所			
<p>エネルギー消費統計（一般統計調査）</p> <p><製造業9業種></p> <p><9業種以外の製造業></p> <p><非製造業（農林水産業・鉱業・建設業）></p>	<p>石油等消費動態統計（基幹統計調査）</p> <p><製造業9業種：鉄鋼、化学、紙・パルプ等></p>				
業務部門	<商業・サービス業>				
家庭部門	家計調査（総務省）<サンプル調査>				
運輸部門	自動車輸送統計（サンプル調査） 航空輸送統計 鉄道輸送統計 内航船舶輸送統計 他				

第 II 表 業種区分

非製造業	産業大分類 A～D（農業・林業、漁業、鉱業・採石業・砂利採取業、建設業）
製造業	産業大分類 E（製造業）
民生業務	産業大分類 F～S（電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、金融・保険業、不動産業・物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、教育・学習支援業、医療・福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）、公務（他に分類されるものを除く）

第 III 表 地域区分

地域	都道府県
北海道・東北	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
中部	富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県
近畿	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州・沖縄	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

第 IV 表 集計表の種類

表番号			縦	横	備考
第 1 表	(1) 燃料受 払	①業種別表	産業中分類 ※1	受入、発生・回収ま たは生産、消費（生 産ボイラ用、発電ボ イラ用、コジェネ 用、ディーゼル発電 用、直接消費）払出	産業中分類ごとに 1 表を作成
		②業種別燃 料種別 表	燃料種		
	(2) 電力受払		産業中分類 ※1	購入、自家発電、消 費、販売	
	(3) 蒸気受払		産業中分類 ※1	受入、蒸気発生、消 費、払出	
第 2 表	直接エネルギー投入		産業中分類 ※1	燃料種、電力、蒸 気・熱	
第 3 表	原単位		産業中分類 ※1	事業所当たり、延床 面積当たり、従業者 数当たり、売上高当 たり	直接エネルギー投 入ベース※2
参考表 1	都道府県・業種別 エネルギー消費		都道府県	産業大分類（製造業 は中分類）	直接エネルギー投 入ベース※2
参考表 2	都道府県・ エネルギー種別 エネルギー消費		都道府県	燃料種、電力、蒸 気・熱	直接エネルギー投 入ベース※2

※1 製造業は、全体の他に、内数として管理部門のみの事業所を除いた値も示しています。

※2 直接エネルギー投入とは、燃料は転換用消費量（生産ボイラ用、発電ボイラ用、コジェネ用、ディーゼル発電用）を除いた消費量、電力は消費量、蒸気は転換用消費量を除いた消費量を指します。詳細は第 VI 表をご覧ください。

第Ⅴ表 用途の定義

第1表（1）燃料受払表の集計項目

用途	エネルギー消費統計
受入	「消費量」回答を集計
発生・回収または生産	0
消費	[生産ボイラ・発電ボイラ用]+[コジェネ用] +[ディーゼル発電用]+[直接消費]
生産ボイラ・発電ボイラ用	「生産工程用ボイラ用」回答+「発電用ボイラ用」回答を集計
生産ボイラ用	「生産工程用ボイラ用」回答を集計
発電ボイラ用	「発電用ボイラ用」回答を集計
コジェネ用	「コジェネレーション用」回答を集計
ディーゼル発電用	「ディーゼル発電用」回答を集計
直接消費	[消費]-([ボイラ用]+[コジェネ用]+[ディーゼル発電用])
原料用	窯業土石業の石炭コークス消費、石油製品・石炭製品製造業の石炭コークス消費、全業種のナフサ・潤滑油消費
その他用	[消費]-([ボイラ用]+[コジェネ用]+[ディーゼル発電用]+[原料用])
払出	0
備考	[受入]+[発生・回収または生産](0)=[消費]+[払出](0)である。

※ 表記において、「」は各調査票における項目名、[]は本集計における用途名の定義です。

第1表（2）電力受払表の集計項目

用途	エネルギー消費統計
購入	「購入（買電）電力」回答を集計、ただしオーナー等の場合でテナント等の使用分を含んでいる場合は、これを差し引く
自家発電	「自家発電（発電量）」回答を集計
消費	[購入]+[自家発電]-[販売]
販売	「自家発電（うち敷地外への販売・提供）」「供給区域内消費費用」「他者への販売・払出」回答を集計

※ 表記において、「」は各調査票における項目名、[]は本集計における用途名の定義です。

第1表（3）蒸気受払表の集計項目

用途	エネルギー消費統計
受入	「購入・受入」回答を集計、ただしオーナー等の場合でテナント等の使用分を含んでいる場合は、これを差し引く
自家発生	「発生」回答を集計
自家発電用	「自家発電用」回答を集計
温水・冷水用	「温水・冷水用」回答を集計
消費	「敷地内」回答を集計
払出	「敷地外への販売・払出」「供給区域内消費費用」回答を集計

※ 表記において、「」は各調査票における項目名、[]は本集計における用途名の定義です。

第VI表 「直接エネルギー投入」の定義

	平成19年度以降の集計	(参考)平成18年度集計
燃料	転換用を含む消費量－(生産ボイラ用＋発電ボイラ用＋コージェネ用＋ディーゼル発電用)	転換用を含む消費量－(ボイラ用＋コージェネ用)
電力	消費量	消費量
蒸気	転換用を含む消費量－転換用消費量	転換用を含む消費量